

当別町地域公共交通活性化協議会の設置について

目 的

- ・ 地域公共交通の活性化及び再生を推進するために、当別の実情に即し具体的な目標を設定し、コミバスを軸に、地域の活性化や高齢社会へ対応できる、継続可能な公共交通を確立する。
- ・ 地域における需要に応じ、住民生活に必要な旅客輸送（バス等）の確保とその他の旅客の利便の増進について協議するほか、地域公共交通総合連携計画を作成及び実施し、地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に取り進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現をめざす。

【地域公共交通活性化協議会で協議が整った場合】

- ・ 路線不定期運行、区域運行が可能
 - ・ 運賃認可の事前届出制
 - ・ 標準処理期間の短縮
 - ・ 営業所ごとの最低車両数の緩和
- 地域公共交通総合連携計画の作成及び実施
法及び制度に基づく支援等

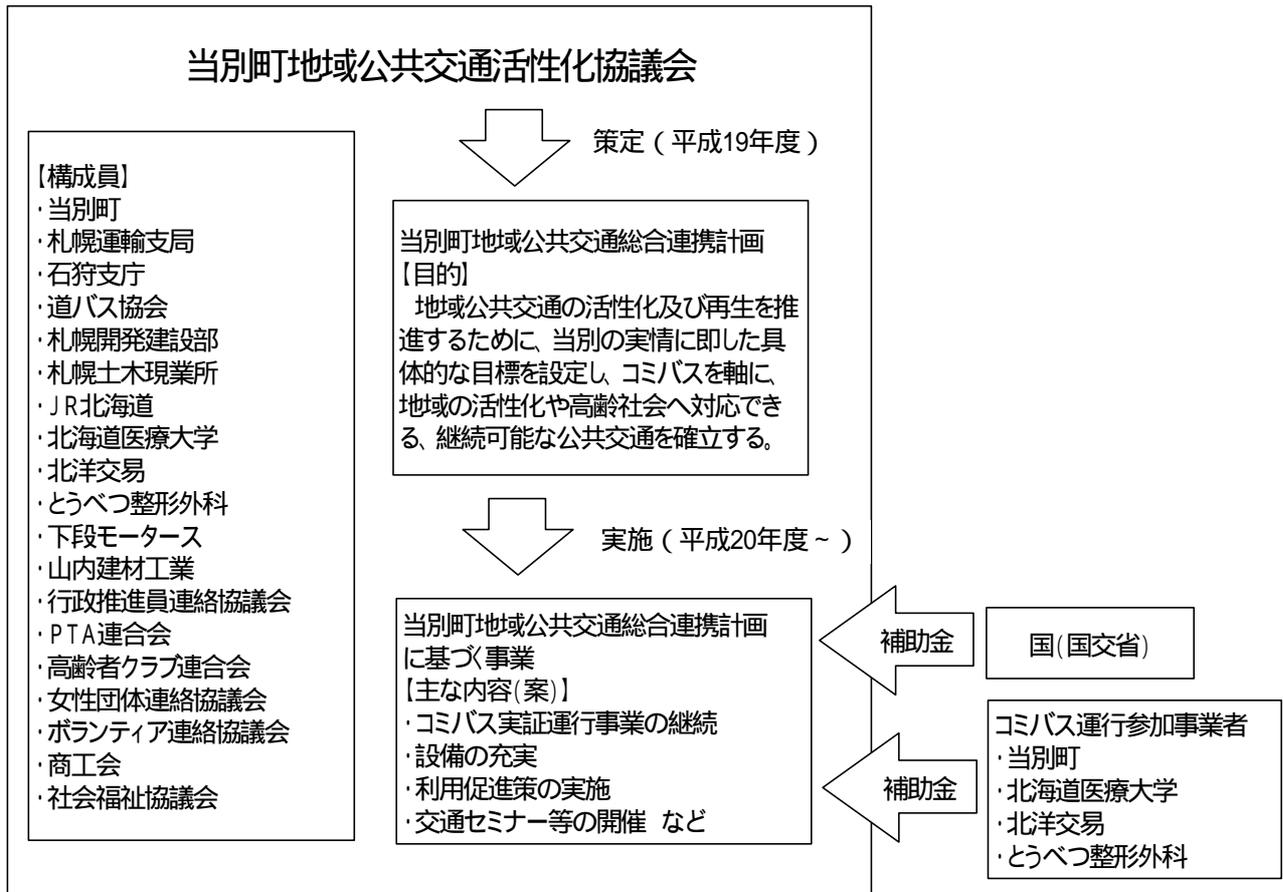
設置根拠

- ・ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- ・ 道路運送法

協議事項

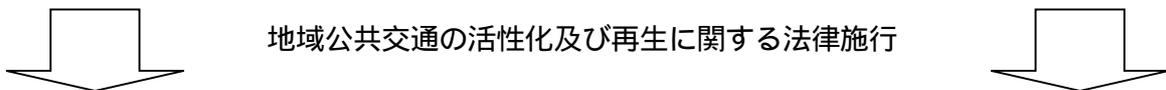
- ・ 運賃、応援（定期）券料金、回数券料金
 - ・ 運行路線
 - ・ 運行ダイヤ
- 地域公共交通総合連携計画
連携計画に基づいた事業実施

協議会のイメージ



協議会の流れ（予定）

<p>これまでの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度 ・当別町バス交通体系の調査検討 平成18年度 ・実証運行（1年目）～ 基礎ダイヤ、基礎ルートの構築等 平成19年度 ・実証運行（2年目）～ 運賃・ダイヤ等見直し、お買い物ふれバ等地域公共交通会議 	
---	--



協議会の取組	
平成19年度	地域公共交通活性化協議会
平成20年度	地域公共交通活性化総合連携計画策定 連携計画に基づく実証運行等（1年目） ～ suisui ふれバ（レール&バスライド+変則DRT）等の取組、設備充実等
平成21年度	"（2年目） ～ 公共交通を活用した人・物（農産物・図書）等の移動と地域の活性化、設備の充実等
平成22年度	"（3年目） ～ 実証運行の総括と本格運行に向けた設備等の充実など
平成23年度	本格運行に移行 ～ 実証運行の検証結果をもとに本格運行開始